

## 目次

第1章 目的	1
第1条 (目的)	1
第2章 育児休業制度	1
第2条 (育児休業の対象者)	1
第3条 (育児休業の申出の手続き等)	3
第4条 (育児休業の申出の撤回等)	4
第5条 (育児休業の期間等)	4
第6条 (出生時育児休業の対象者)	5
第7条 (出生時育児休業の申出の手続等)	6
第8条 (出生時育児休業の申出の撤回等)	6
第9条 (出生時育児休業の期間等)	7
第9条の2 (出生時育児休業中の就業)	8
第3章 介護休業制度	9
第10条 (介護休業の対象者)	9
第11条 (介護休業の申出の手続等)	10
第12条 (介護休業の申出の撤回等)	10
第13条 (介護休業の期間等)	10
第4章 子の看護等休暇	11
第14条 (子の看護等休暇)	11
第5章 介護休暇	12
第15条 (介護休暇)	12
第6章 所定外労働の制限	12
第16条 (育児・介護のための所定外労働の制限)	13
第7章 時間外労働の制限	14
第17条 (育児・介護のための時間外労働の制限)	14
第8章 深夜業の制限	15
第18条 (育児・介護のための深夜業の制限)	15
第9章 育児のための所定労働時間の短縮措置	16
第19条 (育児短時間勤務等)	16
第10章 柔軟な働き方を実現するための措置	18
第20条 (柔軟な働き方を実現するための措置)	18
第21条 (介護短時間勤務等)	18
第12章 育児休業等に関するハラスメントの防止	19

【育児・介護休業等に関する規則】

第22条（育児休業等に関するハラスメントの禁止）	19
<b>第13章 その他の事項</b>	<b>20</b>
第23条（給与等の取扱い）	20
第24条（育児・介護休業期間中の住民税の取扱い、介護休業期間中の社会保険料の取扱い）	20
第25条（円滑な取得及び職場復帰、制度利用支援）	20
第26条（復職後の勤務）	21
第27条（年次有給休暇）	22
第27条の2（育児目的休暇）	22
第28条（育児休業取得者の業務を代替する職員の業務見直し）	22
第29条（法令との関係）	22
<b>付 則</b>	<b>23</b>

## 第1章 目的

### 第1条（目的）

本規則は、特定非営利活動法人プロジェクトゆうあい（以下「法人」という。）の職員の育児休業（出生時育児休業を含む。以下、同じ）・介護休業、子の看護等休暇、介護休暇、育児・介護のための所定外労働の制限、時間外労働及び深夜業の制限、育児・介護短時間勤務並びに柔軟な働き方を実現ための措置等に関する取り扱いについて定めるものである。

2 育児休業、子の看護等休暇等の育児に関する制度については、次の各号に掲げる子とする。ただし、介護休業、介護休暇等の介護に関する制度の対象となる子については、法律上の実子又は養子に限るものとする。

- (1) 法律上の実子
- (2) 養子
- (3) 特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求し同審判手続が係属中であり、かつ、当該職員が現に監護する者（特別養子縁組の監護期間中の子）
- (4) 児童福祉法に基づく養子縁組里親制度により職員に委託されている児童（養子縁組を希望しているが、事情により、児童福祉法に基づく養育里親制度により職員に委託されている児童を含む）

## 第2章 育児休業制度

### 第2条（育児休業の対象者）

育児のために休業することを希望する職員（日雇職員を除く）であって、1歳に満たない子と同居し、養育する者は、この規則に定めるところにより、子が1歳に達するまでの間で、本人が申し出た期間、育児休業をすることができる。ただし、有期契約職員にあつては、申出時点において、子が1歳6か月（本条第6項又は第7項の申出にあつては2歳）に達する日までに労働契約期間が満了し、更新されないことが明らかでない者に限り育児休業をすることができる。

2 本条第1項、第3項から第7項にかかわらず、労使協定により除外された次の職員からの休業の申出は拒むことができる。

- (1) 雇入れ1年未満の職員
- (2) 申出の日から1年（本条第4項から第7項の申出にあつては6か月）以内に雇

用関係が終了することが明らかな職員

(3) 1週間の所定労働日数が2日以下の職員

3 配偶者が職員と同じ日から又は職員より先に育児休業又は出生時育児休業をしている場合、職員は、子が1歳2か月に達するまでの間で、出生日以後の産前・産後休業期間、育児休業期間及び出生時育児休業期間との合計が1年を限度として、育児休業をすることができる。

4 次のいずれにも該当する職員は、子が1歳6か月に達するまでの間で必要な日数について育児休業をすることができる。なお、育児休業を開始しようとする日は、原則として子の1歳の誕生日に限るものとする。ただし、配偶者が育児・介護休業法第5条第3項(本項)に基づく休業を子の1歳の誕生日から開始する場合は、配偶者の育児休業終了予定日の翌日以前の日を開始日とすることができる。

(1) 職員又は配偶者が原則として子の1歳の誕生日の前日に育児休業をしていること

(2) 次のいずれかの事情があること

イ 保育所、認定こども園及び家庭的保育事業等(以下「保育所等」という。)に入所を希望しているが、入所できない場合

ロ 職員の配偶者であって育児休業の対象となる子の親であり、1歳以降育児に当たる予定であった者が、死亡、負傷、疾病等の事情により子を養育することが困難になった場合

(3) 子の1歳の誕生日以降に本項の休業をしたことがないこと

5 前項にかかわらず、産前・産後休業、出生時育児休業、介護休業又は新たな育児休業が始まったことにより本条第1項又は第4項に基づく休業(配偶者の死亡等特別な事情による3回目以降の休業を含む)が終了し、終了事由である産前・産後休業等に係る子又は介護休業に係る対象家族が死亡等した職員は、子が1歳6か月に達するまでの間で必要な日数について育児休業をすることができる。

6 次のいずれにも該当する職員は、子が2歳に達するまでの間で必要な日数について育児休業をすることができる。なお、育児休業を開始しようとする日は、原則として子の1歳6か月の誕生日応当日に限るものとする。ただし、配偶者が育児・介護休業法第5条第4項(本項)に基づく休業を子の1歳6か月の誕生日応当日から開始する場合は、配偶者の育児休業終了予定日の翌日以前の日を開始日とすることができる。

(1) 職員又は配偶者が子の1歳6か月の誕生日応当日の前日に育児休業をしていること

(2) 次のいずれかの事情があること

イ 保育所等に入所を希望しているが、入所できない場合

ロ 職員の配偶者であって育児休業の対象となる子の親であり、1歳6か月以降

育児に当たる予定であった者が、死亡、負傷、疾病等の事情により子を養育することが困難になった場合

ハ その他法人が認めた場合

(3) 子の1歳6か月の誕生日応当日以降に本項の休業をしたことがないこと

- 7 前項にかかわらず、産前・産後休業、出生時育児休業、介護休業又は新たな育児休業が始まったことにより本条第1項、第4項、第5項又は第6項に基づく休業が終了し、終了事由である産前・産後休業等に係る子又は介護休業に係る対象家族が死亡等した職員は、子が2歳に達するまでの間で必要な日数について育児休業をすることができる。

### 第3条（育児休業の申出の手続き等）

育児休業をすることを希望する職員は、原則として育児休業を開始しようとする日（以下「育児休業開始予定日」という。）の1か月前（第2条第4項から第7項に基づく1歳及び1歳6か月を超える休業の場合は、2週間前）までに育児休業申出書（様式1）を法人に提出することにより申し出るものとする。なお、育児休業中の有期契約職員が労働契約を更新するに当たり、引き続き休業を希望する場合には、更新された労働契約期間の初日を育児休業開始予定日として、育児休業申出書により再度の申出を行うものとする。

- 2 第2条第1項に基づく休業の申出は、次のいずれかに該当する場合を除き、一子につき2回までとし、双子以上の場合もこれを一子とみなす。

(1) 第2条第1項に基づく休業をした者が本条第1項後段の申出をしようとする場合  
(2) 配偶者の死亡等特別の事情がある場合

- 3 第2条第1項に基づく休業の申出は、次のいずれかに該当する場合を除き、一子につき1回限りとし、双子以上の場合もこれを一子とみなす。

(1) 第2条第4項又は第5項に基づく休業をした者が本条第1項後段の申出をしようとする場合  
(2) 産前・産後休業、出生時育児休業、介護休業又は新たな育児休業が始まったことにより第2条第1項、第4項又は第5項に基づく育児休業が終了したが、終了事由である産前・産後休業等に係る子又は介護休業に係る対象家族が死亡等した場合

- 4 第2条第6項に基づく休業の申出は、次のいずれかに該当する場合を除き、一子につき1回限りとし、双子以上の場合もこれを一子とみなす。

(1) 第2条第6項又は第7項に基づく休業をした者が本条第1項後段の申出をしようとする場合  
(2) 産前・産後休業、出生時育児休業、介護休業又は新たな育児休業が始まったことにより第2条第1項、第4項、第5項、第6項又は第7項に基づく育児休業が終了

したが、終了事由である産前・産後休業等に係る子又は介護休業に係る対象家族が死亡等した場合

- 5 法人は、育児休業申出書を受け取るに当たり、必要最小限度の各種証明書の提出を求めることがある。
- 6 育児休業申出書が提出されたときは、法人は速やかに当該育児休業申出書を提出した者（以下この章において「育休申出者」という。）に対し、育児休業取扱通知書（様式2）を交付する。
- 7 申出の日後に申出に係る子が出生したときは、育休申出者は、出生後2週間以内に法人に育児休業対象児出生届（様式3）を提出しなければならない。

#### 第4条（育児休業の申出の撤回等）

育休申出者は、育児休業開始予定日の前日までは、育児休業申出撤回届（様式4）を法人に提出することにより、育児休業の申出を撤回することができる。

- 2 育児休業申出撤回届が提出されたときは、法人は速やかに当該育児休業申出撤回届を提出した者に対し、育児休業取扱通知書（様式2）を交付する。
- 3 第2条第1項に基づく休業の申出の撤回は、撤回1回につき1回休業したものとみなす。第2条第4項又は第5項及び第6項又は第7項に基づく休業の申出を撤回した者は、特別の事情がない限り同一の子については再度申出をすることができない。ただし、第2条第1項に基づく休業の申出を撤回した者であっても、同条第4項又は第5項及び第6項又は第7項に基づく休業の申出をすることができ、第2条第4項又は第5項に基づく休業の申出を撤回した者であっても、同条第6項又は第7項に基づく休業の申出をすることができる。
- 4 育児休業開始予定日の前日までに、子の死亡等により育休申出者が休業申出に係る子を養育しないこととなった場合には、育児休業の申出はされなかったものとみなす。この場合において、育休申出者は、原則として当該事由が発生した日に、法人にその旨を通知しなければならない。

#### 第5条（育児休業の期間等）

育児休業の期間は、原則として、子が1歳に達するまで（第2条第3項から第7項に基づく休業の場合は、それぞれ定められた時期まで）を限度として育児休業申出書（様式1）に記載された期間とする。

- 2 本条第1項にかかわらず、法人は、育児・介護休業法の定めるところにより育児休業開始予定日の指定を行うことができる。
- 3 職員は、育児休業期間変更申出書（様式5）により法人に、育児休業開始予定日の1週間前までに申し出ることにより、育児休業開始予定日の繰り上げ変更を、また、

育児休業を終了しようとする日（以下「育児休業終了予定日」という。）の1か月前（第2条第4項から第7項に基づく休業をしている場合は、2週間前）までに申し出ることにより、育児休業終了予定日の繰り下げ変更を行うことができる。

育児休業開始予定日の繰り上げ変更及び育児休業終了予定日の繰り下げ変更とも、原則として第2条第1項に基づく休業1回につき1回に限り行うことができるが、第2条第4項から第7項に基づく休業の場合には、第2条第1項に基づく休業とは別に、子が1歳から1歳6か月に達するまで及び1歳6か月から2歳に達するまでの期間内で、それぞれ1回、育児休業終了予定日の繰り下げ変更を行うことができる。

- 4 職員が育児休業終了予定日の繰り上げ変更を希望する場合には、育児休業期間変更申出書（様式5）により法人に申し出るものとし、法人がこれを適当と認めた場合には、原則として繰り上げた育児休業終了予定日の1週間前までに、本人に通知する。
- 5 育児休業期間変更申出書が提出されたときは、法人は速やかに当該育児休業期間変更申出書を提出した者に対し、育児休業取扱通知書（様式2）を交付する。
- 6 次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、育児休業は終了するものとし、当該育児休業の終了日は当該各号に掲げる日とする。

(1) 子の死亡等育児休業に係る子を養育しないこととなった場合

当該事由が発生した日（なお、この場合において本人が出勤する日は、事由発生の日から2週間以内であって、法人と本人が話し合いの上決定した日とする。）

(2) 育児休業に係る子が1歳に達した場合等

子が1歳に達した日（第2条第3項に基づく休業の場合を除く。第2条第4項又は第5項に基づく休業の場合は、子が1歳6か月に達した日。第2条第6項又は第7項に基づく休業の場合は、子が2歳に達した日。）

(3) 育休申出者について、産前・産後休業、出生時育児休業、介護休業又は新たな育児休業期間が始まった場合

産前・産後休業、出生時育児休業、介護休業又は新たな育児休業の開始日の前日

(4) 第2条第3項に基づく休業において、出生日以後の産前・産後休業期間と育児休業（出生時育児休業含む）期間との合計が1年に達した場合

当該1年に達した日

- 7 本条第6項第1号の事由が生じた場合には、育休申出者は原則として当該事由が生じた日に法人にその旨を通知しなければならない。

第6条（出生時育児休業の対象者）

育児のために休業することを希望する職員（日雇職員を除く）であって、産後休業をしておらず、子の出生日又は出産予定日のいずれか遅い方から8週間以内の子と同

居し、養育する者は、この規則に定めるところにより出生時育児休業をすることができる。ただし、有期契約職員にあっては、申出時点において、子の誕生日又は出産予定日のいずれか遅い方から8週間を経過する日の翌日から6か月を経過する日までに労働契約期間が満了し、更新されないことが明らかでない者に限り、出生時育児休業をすることができる。

2 前項にかかわらず、労使協定により除外された次の職員からの休業の申出は拒むことができる。

- (1) 雇入れ1年未満の職員
- (2) 申出の日から8週間以内に雇用関係が終了することが明らかな職員
- (3) 1週間の所定労働日数が2日以下の職員

#### 第7条（出生時育児休業の申出の手続等）

出生時育児休業をすることを希望する職員は、原則として出生時育児休業を開始しようとする日（以下「出生時育児休業開始予定日」という。）の2週間前までに出生時育児休業申出書（様式1）を法人に提出することにより申し出るものとする。なお、出生時育児休業中の有期契約職員が労働契約を更新するに当たり、引き続き休業を希望する場合には、更新された労働契約期間の初日を出生時育児休業開始予定日として、出生時育児休業申出書により再度の申出を行うものとする。

2 第6条第1項に基づく休業の申出は、一子につき2回に分割できる。ただし、2回に分割する場合は2回分まとめて申し出ることとし、まとめて申し出なかった場合は後の申出を拒む場合がある。

3 法人は、出生時育児休業申出書を受け取るに当たり、必要最小限度の各種証明書の提出を求めることがある。

4 出生時育児休業申出書が提出されたときは、法人は速やかに当該出生時育児休業申出書を提出した者（以下この章において「出生時育休申出者」という。）に対し、出生時育児休業取扱通知書（様式2）を交付する。

5 申出の日後に申出に係る子が出生したときは、出生時育休申出者は、出生後2週間以内に法人に出生時育児休業対象児出生届（様式3）を提出しなければならない。

#### 第8条（出生時育児休業の申出の撤回等）

出生時育休申出者は、出生時育児休業開始予定日の前日までは、出生時育児休業申出撤回届（様式4）を法人に提出することにより、出生時育児休業の申出を撤回することができる。

2 出生時育児休業申出撤回届が提出されたときは、法人は速やかに当該出生時育児休業申出撤回届を提出した者に対し、出生時育児休業取扱通知書（様式2）を交付する。

- 3 第6条第1項に基づく休業の申出の撤回は、撤回1回につき1回休業したものとみなし、みなし含め2回休業した場合は同一の子について再度申出をすることができない。
- 4 出生時育児休業開始予定日の前日までに、子の死亡等により出生時育休申出者が休業申出に係る子を養育しないこととなった場合には、出生時育児休業の申出はされなかったものとみなす。この場合において、出生時育休申出者は、原則として当該事由が発生した日に、法人にその旨を通知しなければならない。

#### 第9条（出生時育児休業の期間等）

出生時育児休業の期間は、原則として、子の誕生日又は出産予定日のいずれか遅い方から8週間以内のうち4週間（28日）を限度として出生時育児休業申出書（様式1）に記載された期間とする。

- 2 本条第1項にかかわらず、法人は、育児・介護休業法の定めるところにより出生時育児休業開始予定日の指定を行うことができる。
- 3 職員は、出生時育児休業期間変更申出書（様式5）により法人に、出生時育児休業開始予定日の1週間前までに申し出ることにより、出生時育児休業開始予定日の繰り上げ変更を休業1回につき1回、また、出生時育児休業を終了しようとする日（以下「出生時育児休業終了予定日」という。）の2週間前までに申し出ることにより、出生時育児休業終了予定日の繰り下げ変更を休業1回につき1回行うことができる。
- 4 出生時育児休業期間変更申出書が提出されたときは、法人は速やかに当該出生時育児休業期間変更申出書を提出した者に対し、出生時育児休業取扱通知書（様式2）を交付する。
- 5 次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、出生時育児休業は終了するものとし、当該出生時育児休業の終了日は当該各号に掲げる日とする。
  - (1) 子の死亡等出生時育児休業に係る子を養育しないこととなった場合  
当該事由が発生した日（なお、この場合において本人が出勤する日は、事由発生の日から2週間以内であって、法人と本人が話し合いの上決定した日とする。）
  - (2) 子の誕生日の翌日又は出産予定日の翌日のいずれか遅い方から8週間を経過する場合  
子の誕生日の翌日又は出産予定日の翌日のいずれか遅い方から8週間を経過する日
  - (3) 子の誕生日（出産予定日後に出生した場合は、出産予定日）以後に出生時育児休業の日数が28日に達した場合  
子の誕生日（出産予定日後に出生した場合は、出産予定日）以後に出生時育児休業の日数が28日に達した日

(4) 出生時育休申出者について、産前・産後休業、育児休業、介護休業又は新たな出生時育児休業期間が始まった場合

産前・産後休業、育児休業、介護休業又は新たな出生時育児休業の開始日の前日

6 本条第5項第1号の事由が生じた場合には、出生時育休申出者は原則として当該事由が生じた日に法人にその旨を通知しなければならない。

#### 第9条の2（出生時育児休業中の就業）

出生時育児休業中に就業することを希望する職員は、出生時育児休業中の就業可能日等申出書（様式14）を休業開始予定日の1週間前までに法人に提出すること。なお、1週間を切っても休業前日までは提出を受け付ける。

2 法人は、前項の申出があった場合は、申出の範囲内の就業日等について申出書を提出した職員に対して提示する（様式16）。就業日がない場合もその旨通知する。職員は提示された就業日等について、出生時育児休業中の就業日等の同意・不同意書（様式17）を法人に提出すること。休業前日までに同意した場合に限り、休業中に就業することができる。法人と職員の双方が就業日等に合意したときは、法人は速やかに出生時育児休業中の就業日等通知書（様式19）を交付する。

3 出生時育児休業中の就業上限は、次のとおりとする。

(1) 就業日数の合計は、出生時育児休業期間の所定労働日数の半分以下（一日未満の端数切り捨て）

(2) 就業日の労働時間の合計は、出生時育児休業期間の所定労働時間の合計の半分以下

(3) 出生時育児休業開始予定日又は出生時育児休業終了予定日に就業する場合は、当該日の所定労働時間数に満たない時間

4 本条第1項の申出を変更する場合は出生時育児休業中の就業可能日等変更申出書（様式14）を、撤回する場合は出生時育児休業中の就業可能日等申出撤回届（様式15）を休業前日までに法人に提出すること。就業可能日等申出撤回届が提出された場合は、法人は速やかに申出が撤回されたことを通知する（様式16）。

5 本条第2項で同意した就業日等を全部又は一部撤回する場合は、出生時育児休業中の就業日等撤回届（様式18）を休業前日までに法人に提出すること。出生時育児休業開始後は、次に該当する場合に限り、同意した就業日等の全部又は一部を撤回することができる。出生時育児休業中の就業日等撤回届が提出されたときは、法人は速や

かに出生時育児休業中の就業日等通知書（様式19）を交付する。

- (1) 出生時育児休業申出に係る子の親である配偶者の死亡
- (2) 配偶者が負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害その他これらに準ずる心身の状況により出生時育児休業申出に係る子を養育することが困難な状態になったこと
- (3) 婚姻の解消その他の事情により配偶者が出生時育児休業申出に係る子と同居しないこととなったこと
- (4) 出生時育児休業申出に係る子が負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害その他これらに準ずる心身の状況により、2週間以上の期間にわたり世話を必要とする状態になったとき

### 第3章 介護休業制度

#### 第10条（介護休業の対象者）

要介護状態にある家族を介護する職員（日雇職員を除く）は、この規則に定めるところにより介護休業をすることができる。ただし、有期契約職員にあつては、申出時点において、介護休業を開始しようとする日（以下、「介護休業開始予定日」という。）から93日経過日から6か月を経過する日までに労働契約期間が満了し、更新されないことが明らかでない者に限り介護休業をすることができる。

2 本条第1項にかかわらず、労使協定により除外された次の職員からの休業の申出は拒むことができる。

- (1) 雇入れ1年未満の職員
- (2) 申出の日から93日以内に雇用関係が終了することが明らかな職員
- (3) 1週間の所定労働日数が2日以下の職員

3 この要介護状態にある家族とは、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態にある次の者をいう。

- (1) 配偶者
- (2) 父母
- (3) 子
- (4) 配偶者の父母
- (5) 祖父母、兄弟姉妹又は孫
- (6) その他法人が必要と認めた者

第11条（介護休業の申出の手続等）

介護休業をすることを希望する職員は、原則として介護休業開始予定日の2週間前までに、介護休業申出書（様式6）を法人に提出することにより申し出るものとする。なお、介護休業中の有期契約職員が労働契約を更新するに当たり、引き続き休業を希望する場合には、更新された労働契約期間の初日を介護休業開始予定日として、介護休業申出書により再度の申出を行うものとする。

- 2 申出は、対象家族1人につき3回までとする。ただし、前項の後段の申出をしようとする場合にあっては、この限りではない。
- 3 法人は、介護休業申出書を受け取るに当たり、必要最小限度の各種証明書の提出を求めることがある。
- 4 介護休業申出書が提出されたときは、法人は速やかに当該介護休業申出書を提出した者（以下この章において「申出者」という。）に対し、介護休業取扱通知書（様式2）を交付する。

第12条（介護休業の申出の撤回等）

申出者は、介護休業開始予定日の前日までは、介護休業申出撤回届（様式4）を法人に提出することにより、介護休業の申出を撤回することができる。

- 2 介護休業申出撤回届（様式4）が提出されたときは、法人は速やかに当該介護休業申出撤回届を提出した者に対し、介護休業取扱通知書（様式2）を交付する。
- 3 同一対象家族について2回連続して介護休業の申出を撤回した者について、当該家族について再度の申出はすることができない。ただし、法人がこれを適当と認めた場合には、申し出ることができるものとする。
- 4 介護休業開始予定日の前日までに、申出に係る家族の死亡等により申出者が家族を介護しないこととなった場合には、介護休業の申出はされなかったものとみなす。この場合において、申出者は、原則として当該事由が発生した日に、法人にその旨を通知しなければならない。

第13条（介護休業の期間等）

介護休業の期間は、対象家族1人につき、原則として、通算93日の範囲内で、介護休業申出書（様式6）に記載された期間とする。

- 2 本条第1項にかかわらず、法人は、育児・介護休業法の定めるところにより介護休業開始予定日の指定を行うことができる。
- 3 職員は、介護休業期間変更申出書（様式5）により、介護休業を終了しようとする日（以下「介護休業終了予定日」という。）の2週間前までに法人に申し出ることに

り、介護休業終了予定日の繰り下げ変更を行うことができる。

この場合において、介護休業開始予定日から変更後の介護休業終了予定日までの期間は通算93日の範囲を超えないことを原則とする。

- 4 職員が介護休業終了予定日の繰り上げ変更を希望する場合には、介護休業期間変更申出書（様式5）により変更後の介護休業終了予定日の2週間前までに法人に申し出るものとし、法人がこれを適当と認めた場合には、速やかに本人に通知する。
- 5 介護休業期間変更申出書が提出されたときは、法人は速やかに当該介護休業期間変更申出書を提出した者に対し、介護休業取扱通知書（様式2）を交付する。
- 6 次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、介護休業は終了するものとし、当該介護休業の終了日は当該各号に掲げる日とする。
  - (1) 家族の死亡等介護休業に係る家族を介護しないこととなった場合  
当該事由が発生した日（なお、この場合において本人が出勤する日は、事由発生の日から2週間以内であって、法人と本人が話し合いの上決定した日とする。）
  - (2) 申出者について、産前産後休業、育児休業、出生時育児休業又は新たな介護休業が始まった場合  
産前産後休業、育児休業、出生時育児休業又は新たな介護休業の開始日の前日
- 7 本条第6項第1号の事由が生じた場合には、申出者は原則として当該事由が生じた日に法人にその旨を通知しなければならない。

## 第4章 子の看護等休暇

### 第14条（子の看護等休暇）

小学校第3学年修了までの子を養育する職員（日雇職員を除く）は、次に定める当該子の世話等のために就業規則に規定する年次有給休暇とは別に、当該子が1人の場合は1年間につき5日（その養育する小学校第3学年修了までの子が2人以上の場合は10日）を限度として、子の看護等休暇を取得することができる。この場合の1年間とは、4月1日から翌年3月31日までの期間とする。

- (1) 負傷し、又は疾病にかかった子の世話
- (2) 当該子に予防接種及び健康診断を受けさせること
- (3) 感染症に伴う学級閉鎖等になった子の世話
- (4) 当該子の入園（入学）式、卒園式、運動会、参観日への参加

- 2 前項の規定にかかわらず、労使協定により子の看護等休暇の対象から除外された、1週間の所定労働日数が2日以下の職員からの子の看護等休暇の申出は拒むことができる。
- 3 本条第1項の休暇を取得しようとする者は、原則として、子の看護等休暇申出書（様式7）により事前に法人に申し出るものとする。ただし、緊急を要する場合には、事後の申出を認めるものとする。
- 4 子の看護等休暇の取得単位は、1日又は1時間単位とする。
- 5 子の看護等休暇を取得した日及び時間の給与は、無給とする。
- 6 賞与、定期昇給の算定に当たっては、本制度の適用を受ける期間を通常の勤務をしたものとみなす。

## 第5章 介護休暇

### 第15条（介護休暇）

要介護状態にある家族（第10条第3項に同じ）の介護その他の世話をする職員（日雇職員を除く）は、就業規則に規定する年次有給休暇とは別に、当該家族が1人の場合は1年間につき5日（ただし、要介護状態の対象家族が2人以上の場合は10日）を限度として、介護休暇を取得することができる。この場合の1年間とは、4月1日から翌年3月31日までの期間とする。ただし、労使協定により、介護休暇の対象から除外することとされた1週間の所定労働日数が2日以下の従業員からの介護休暇の申出は拒むことができる。

- 2 本条第1項の休暇を取得しようとする者は、原則として、介護休暇申出書（様式7）により事前に法人に申し出るものとする。ただし、緊急を要する場合には、事後の申出を認めるものとする。
- 3 介護休暇の取得単位は、1日又は1時間単位とする。
- 4 介護休暇を取得した日及び時間の給与は、無給とする。
- 5 賞与、定期昇給の算定に当たっては、本制度の適用を受ける期間を通常の勤務をしたものとみなす。

## 第6章 所定外労働の制限

第16条（育児・介護のための所定外労働の制限）

小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員（日雇職員を除く）が当該子を養育するため、又は要介護状態にある家族を介護する職員（日雇職員を除く）が当該家族を介護するために請求した場合には、事業の正常な運営に支障がある場合を除き、所定労働時間を超えて労働させることはない。

2 本条第1項にかかわらず、労使協定によって除外された次の職員からの育児・介護のための所定外労働の制限の請求は拒むことができる。

（1）雇入れ1年未満の職員

（2）1週間の所定労働日数が2日以下の職員

3 請求をしようとする者は、1回につき、1か月以上1年以内の期間（以下この条において「制限期間」という。）について、制限を開始しようとする日（以下この条において「制限開始予定日」という。）及び制限を終了しようとする日を明らかにして、原則として、制限開始予定日の1か月前までに、育児・介護のための所定外労働制限請求書（様式8）を法人に提出するものとする。この場合において、制限期間は、次条第3項に規定する制限期間と重複しないようにしなければならない。

4 法人は、所定外労働制限請求書を受け取るにあたり、必要最小限度の各種証明書の提出を求めることができる。

5 請求の日後に請求に係る子が出生したときは、所定外労働制限請求書を提出した者（以下この条において「請求者」という。）は、出生後2週間以内に法人に所定外労働制限対象児出生届（様式3）を提出しなければならない。

6 制限開始予定日の前日までに、請求に係る子又は家族の死亡等により請求者が子を養育又は家族を介護しないこととなった場合には、請求はされなかったものとみなす。

この場合において、請求者は、原則として当該事由が発生した日に、法人にその旨を通知しなければならない。

7 次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、制限期間は終了するものとし、当該制限期間の終了日は当該各号に掲げる日とする。

（1）子又は家族の死亡等制限に係る子を養育又は家族を介護しないこととなった場合

当該事由が発生した日

（2）制限に係る子が小学校就学の始期に達した場合

子が6歳に達する日（誕生日の前日）の属する年度の3月31日

（3）請求者について、産前産後休業、育児休業、出生時育児休業又は介護休業が始まった場合

産前産後休業、育児休業、出生時育児休業又は介護休業の開始日の前日

8 本条第7項第1号の事由が生じた場合には、請求者は原則として当該事由が生じた

日に、法人にその旨を通知しなければならない。

## 第7章 時間外労働の制限

### 第17条（育児・介護のための時間外労働の制限）

小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員（日雇職員を除く）が当該子を養育するため、又は要介護状態にある家族を介護する職員（日雇職員を除く）が当該家族を介護するために請求した場合には、就業規則の規定及び時間外労働に関する協定にかかわらず、事業の正常な運営に支障がある場合を除き、1か月について24時間、1年について150時間を超えて時間外労働をさせることはない。

2 本条第1項にかかわらず、次のいずれかに該当する職員からの育児・介護のための時間外労働の制限の請求は拒むことができる。

（1）雇入れ1年未満の職員

（2）1週間の所定労働日数が2日以下の職員

3 請求をしようとする者は、1回につき、1か月以上1年以内の期間（以下この条において「制限期間」という。）について、制限を開始しようとする日（以下この条において「制限開始予定日」という。）及び制限を終了しようとする日を明らかにして、原則として、制限開始予定日の1か月前までに、育児・介護のための時間外労働制限請求書（様式9）を法人に提出するものとする。この場合において、制限期間は前条第3項に規定する制限期間と重複しないようにしなければならない。

4 法人は、時間外労働制限請求書を受け取るに当たり、必要最小限度の各種証明書の提出を求めることができる。

5 請求の日後に請求に係る子が出生したときは、時間外労働制限請求書を提出した者（以下この条において「請求者」という。）は、出生後2週間以内に法人に時間外労働制限対象児出生届（様式3）を提出しなければならない。

6 制限開始予定日の前日までに、請求に係る子又は家族の死亡等により請求者が子を養育又は家族を介護しないこととなった場合には、請求はされなかったものとみなす。この場合において、請求者は、原則として当該事由が発生した日に、法人にその旨を通知しなければならない。

7 次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、制限期間は終了するものとし、当該制限期間の終了日は当該各号に掲げる日とする。

（1）子又は家族の死亡等制限に係る子を養育又は家族を介護しないこととなった場合

当該事由が発生した日

(2) 制限に係る子が小学校就学の始期に達した場合

子が6歳に達する日（誕生日の前日）の属する年度の3月31日

(3) 請求者について、産前産後休業、育児休業、出生時育児休業又は介護休業が始まった場合

産前産後休業、育児休業、出生時育児休業又は介護休業の開始日の前日

8 本条第7項第1号の事由が生じた場合には、請求者は原則として当該事由が生じた日に、法人にその旨を通知しなければならない。

## 第8章 深夜業の制限

第18条（育児・介護のための深夜業の制限）

小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員（日雇職員を除く）が当該子を養育するため又は要介護状態にある家族を介護する職員（日雇職員を除く）が当該家族を介護するために請求した場合には、事業の正常な運営に支障がある場合を除き、午後10時から午前5時までの間（以下「深夜」という。）に労働させることはない。

2 本条第1項にかかわらず、次のいずれかに該当する職員からの深夜業の制限の請求は拒むことができる。

(1) 雇入れ1年未満の職員

(2) 請求に係る子又は家族の16歳以上の同居の家族が次のいずれにも該当する職員

イ 深夜において就業していない者（1か月について深夜における就業が3日以下の者を含む。）であること。

ロ 心身の状況が請求に係る子の保育又は家族の介護をすることができる者であること。

ハ 6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産予定でないか、又は産後8週間以内でない者であること。

(3) 1週間の所定労働日数が2日以下の職員

(4) 所定労働時間の全部が深夜にある職員

3 請求をしようとする者は、1回につき、1か月以上6か月以内の期間（以下この条において「制限期間」という。）について、制限を開始しようとする日（以下この条において「制限開始予定日」という。）及び制限を終了しようとする日を明らかにして、原則として、制限開始予定日の1か月前までに、育児・介護のための深夜業制限請求

- 書（様式10）を法人に提出するものとする。
- 4 法人は、深夜業制限請求書を受け取るに当たり、必要最小限度の各種証明書の提出を求めることがある。
  - 5 請求の日後に請求に係る子が出生したときは、深夜業制限請求書を提出した者（以下この条において「請求者」という。）は、出生後2週間以内に法人に深夜業制限対象児出生届（様式3）を提出しなければならない。
  - 6 制限開始予定日の前日までに、請求に係る子又は家族の死亡等により請求者が子を養育又は家族を介護しないこととなった場合には、請求はされなかったものとみなす。この場合において、請求者は、原則として当該事由が生じた日に、法人にその旨を通知しなければならない。
  - 7 次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、制限期間は終了するものとし、当該制限期間の終了日は当該各号に掲げる日とする。
    - (1) 子又は家族の死亡等制限に係る子を養育又は家族を介護しないこととなった場合  
当該事由が発生した日
    - (2) 制限に係る子が小学校就学の始期に達した場合  
子が6歳に達する日（誕生日の前日）の属する年度の3月31日
    - (3) 請求者について、産前産後休業、育児休業、出生時育児休業又は介護休業が始まった場合  
産前産後休業、育児休業、出生時育児休業又は介護休業の開始日の前日
  - 8 本条第7項第1号の事由が生じた場合には、請求者は原則として当該事由が生じた日に、法人にその旨を通知しなければならない。
  - 9 本制度の適用を受ける期間の給与については、別途定める賃金規程に基づく労務提供のなかった時間分に相当する額を控除した基本給と諸手当を支給する。
  - 10 深夜業の制限を受ける職員に対して、法人は必要に応じて昼間勤務へ転換させることがある。

## 第9章 育児のための所定労働時間の短縮措置

### 第19条（育児短時間勤務等）

小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員（日雇職員を除く）は、申し出ることにより、就業規則に規定する所定労働時間について、以下のいずれかのように変更することができる。ただし、1歳に満たない子を育てる女性職員は更に別途30

分ずつ2回の育児時間を請求することができる。

(1) 1日の所定労働時間について2時間を超えない範囲内で、30分単位で勤務時間を短縮することができる。また、1日の所定労働時間を6時間とすることもできる。

(2) 始業・終業時刻を、1時間を超えない範囲内で30分単位で繰上げ又は、繰り下げることができる。

(3) 所定労働日について、勤務しない日を設けることができる。

2 前項の勤務時間帯および勤務をしない日については、すべて法人と本人が話し合いの上決定し、通知することとする。

3 本条第1項にかかわらず、次のいずれかに該当する職員からの短時間勤務等の申出は拒むことができる。

(1) 1日の所定労働時間が6時間以下である職員

(2) 労使協定によって除外された次の職員

イ 雇入れ1年未満の職員

ロ 1週間の所定労働日数が2日以下の職員

4 申出をしようとする者は、1回につき、1か月以上1年以内の期間について、第1項(1)から(3)を開始しようとする日及び第1項(1)から(3)を終了しようとする日並びに第1項(1)を希望する短縮時間、第1項(2)を希望する始業・終業時刻及び第1項(3)を希望する勤務しない日を明らかにして、原則として、第1項(1)から(3)の開始予定日の1か月前までに、育児短時間勤務等申出書(様式11)により法人に申出なければならない。申出書が提出されたときは、法人は速やかに申出者に対し、育児短時間勤務等取扱通知書(様式13)を交付する。その他適用のための手続等については、第3条から第5条までの規定(第3条第2項、第3項、第4項及び第4条第3項を除く。)を準用する。

5 本条第1項(1)の制度の適用を受ける間の給与については、別途定める賃金規程に基づく労務提供のなかった時間分に相当する額を控除した基本給と諸手当を支給する。又、第1項(3)の制度の適用を受ける間の給与については日割計算による。

6 賞与については、その算定対象期間に第1項(1)又は(3)の制度の適用を受ける期間がある場合においては、その短縮した時間又は日数に対応する賞与は支給しない。

7 定期昇給の算定に当たっては、第1項(1)から(3)の制度の適用を受ける期間は通常の勤務をしているものとみなす。

## 第10章 柔軟な働き方を実現するための措置

### 第20条（柔軟な働き方を実現するための措置）

3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員（日雇職員を除く）は、柔軟な働き方を実現するために申し出ることにより、次のいずれか1つの措置を選択して利用することができる。

- (1) 短時間勤務
  - (2) 始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ
- 2 本条第1項にかかわらず、労使協定により除外された次の職員からの柔軟な働き方を実現するための措置の申出は拒むことができる。
- (1) 雇入れ1年未満の職員
  - (2) 1週間の所定労働日数が2日以下の職員
- 3 本条第1項(1)に定める短時間勤務の措置内容及び申出については、第19条第1項(1)、第2項及び第4項を準用する。
- 4 本条第1項(2)に定める始業・終業時刻の繰上げ・繰下げの措置内容及び申出については、第19条第1項(2)、第2項及び第4項を準用する。
- 5 本条第1項(1)の制度の適用を受ける間の給与については、別途定める賃金規程に基づく労務提供のなかった時間分に相当する額を控除した基本給と諸手当を支給する。又、第1項(2)の制度の適用を受ける間の給与については、通常の勤務をしているものとみなす。
- 6 賞与については、その算定対象期間に本条第1項(1)の制度の適用を受ける期間がある場合においては、その短縮した時間に対応する賞与は支給しない。
- 7 定期昇給の算定に当たっては、本制度の適用を受ける期間は通常の勤務をしているものとみなす。

## 第11章 対象家族の介護のための所定労働時間の短縮等の措置

### 第21条（介護短時間勤務等）

要介護状態にある家族を介護する職員（日雇職員を除く）は、申し出ることにより、当該家族1人当たり利用開始の日から3年間で2回までの範囲内で、就業規則に規定する所定労働時間について、以下のいずれかのように変更することができる。

- (1) 1日の所定労働時間について2時間を超えない範囲内で、30分単位で勤務時

- 間を短縮することができる。
- (2) 始業・終業時刻を、1時間を超えない範囲内で30分単位で繰上げ又は、繰り下げることができる。
- (3) 所定労働日について、勤務しない日を設けることができる。
- 2 前項の勤務時間帯および勤務をしない日については、すべて法人と本人が話し合いの上決定し、通知することとする。
- 3 本条第1項にかかわらず、次のいずれかに該当する職員からの短時間勤務等の申出は拒むことができる。
- (1) 1日の所定労働時間が6時間以下である職員
- (2) 労使協定によって除外された次の職員
- イ 雇入れ1年未満の職員
- ロ 1週間の所定労働日数が2日以下の職員
- 4 申出をしようとする者は、第1項(1)から(3)を開始しようとする日及び第1項(1)から(3)を終了しようとする日並びに第1項(1)を希望する短縮時間、第1項(2)を希望する始業・終業時刻及び第1項(3)を希望する勤務をしない日を明らかにして、原則として、第1項(1)から(3)の開始予定日の2週間前までに、介護短時間勤務等申出書(様式12)により法人に申出なければならない。申出書が提出されたときは、法人は速やかに申出者に対し、介護短時間勤務等取扱通知書(様式13)を交付する。その他適用のための手続等については、第11条から第13条までの規定を準用する。
- 5 本条第1項(1)の制度の適用を受ける間の給与については、別途定める賃金規程に基づく労務提供のなかった時間分に相当する額を控除した基本給と諸手当を支給する。又、第1項(3)の制度の適用を受ける間の給与については日割計算による。
- 6 賞与については、その算定対象期間に第1項(1)又は(3)の制度の適用を受ける期間がある場合においては、その短縮した時間又は日数に対応する賞与は支給しない。
- 7 定期昇給の算定に当たっては、第1項(1)から(3)の制度の適用を受ける期間は通常の勤務をしているものとみなす。

## 第12章 育児休業等に関するハラスメントの防止

### 第22条(育児休業等に関するハラスメントの禁止)

すべての職員は第2条から第21条の制度の申出・利用に関して、当該申出・利用

する職員の就業環境を害する言動を行ってはならない。

- 2 前項の言動を行ったと認められる職員に対しては、就業規則及び準職員就業規則に基づき、厳正に対処する。
- 3 詳細は、別に定める「ハラスメント防止に関する規程」による。

## 第13章 その他の事項

### 第23条（給与等の取扱い）

育児・介護休業の期間については、基本給その他の月毎に支払われる給与は支給しない。

- 2 賞与については、その算定対象期間に育児・介護休業をした期間が含まれる場合には、出勤日数により日割りで計算した額を支給する。
- 3 定期昇給は、育児・介護休業の期間中は行わないものとし、育児・介護休業期間中に定期昇給日が到来した者については、復職後に休業前の勤務実績を加味して調整し昇給させるものとする。

### 第24条（育児・介護休業期間中の住民税の取扱い、介護休業期間中の社会保険料の取扱い）

育児・介護休業の期間の住民税の特別徴収については、育児休業・出生時育児休業の期間中は原則として普通徴収に切り替えることとし、介護休業の期間中は原則として法人が毎月職員本人に請求するものとし当該職員は法人が指定する日までに法人指定の口座に支払うものとする。

- 2 介護休業により給与が支払われない月における社会保険料の被保険者負担分は、各月に法人が納付した額を翌月10日までに職員に請求するものとし、当該職員は法人が指定する日までに支払うものとする。

### 第25条（円滑な取得及び職場復帰、制度利用支援）

法人は、職員から本人又は配偶者が妊娠・出産等したこと又は本人が対象家族を介護していることの申出があった場合は、当該職員に対して、円滑な休業取得及び職場復帰並びに制度利用を支援するために、以下（1）及び（2）の措置を実施する。また、育児休業、出生時育児休業、介護休業及び介護両立支援制度等の申出が円滑に行われるようにするため、（3）の措置を実施する。

- （1）当該職員に個別に育児・介護休業に関する制度等（「育児・介護休業、出生時

育児休業、パパ・ママ育休プラス、その他の両立支援制度」、「育児・介護休業等の申出先」、「育児・介護休業給付に関すること」、「育児休業期間中の社会保険料の取扱い」、「育児・介護休業中及び休業後の待遇や労働条件」などの周知及び制度利用の意向確認を実施する。なお、周知及び意向確認は、①面談、②書面の交付、③FAXの送信、④電子メール等の送信（③、④は職員が希望した場合のみ）のいずれかの方法により行う。

(2) 当該職員ごとに育休復帰支援プラン又は介護支援プランを作成し、同プランに基づく措置を実施する。なお、同プランに基づく措置は、業務の整理・引継ぎに係る支援、育児休業中又は介護休業中の職場に関する情報及び資料の提供など、育児休業又は介護休業等を取得する職員との面談により把握したニーズに合わせて定め、これを実施する。

(3) 育児休業（出生時育児休業を含む）又は介護休業・介護両立支援制度等に関する相談体制の整備等（相談窓口設置）を実施する。

2 法人は、職員の子が1歳11か月に達する日の翌々日から2歳11か月に達する日の翌日までの間に、第16条から第18条の制度及び第20条に規定する措置等（措置の内容及び申出先）の周知及び制度利用の意向確認を実施する。

3 法人は、職員から本人又は配偶者が妊娠・出産等したことの申出があったとき、また、法人は、職員の子が1歳11か月に達する日の翌々日から2歳11か月に達する日の翌日までの間に、当該職員に対して、仕事と育児の両立の支障となる個別の事情の改善に資する事項（勤務時間帯、勤務地、育児両立支援制度等の利用期間など）に関する意向の聴取を実施する。

4 法人は、職員が40歳に達する日（誕生日の前日）の翌日から起算して1年の間に、当該職員に対して、介護休業に関する制度等（「介護休業、その他の介護両立支援制度」、「介護休業等の申出先」、「介護休業給付に関すること」、「介護休業中及び休業後の待遇や労働条件」など）について情報提供を実施する。なお、情報提供は、①面談、②書面の交付、③FAXの送信、④電子メール等の送金のいずれかの方法により行う。

## 第26条（復職後の勤務）

育児・介護休業後の勤務は、原則として、休業直前の部署及び職務とする。

2 本条第1項にかかわらず、本人の希望がある場合及び組織の変更等やむを得ない事情がある場合には、部署及び職務の変更を行うことがある。この場合は、原則として、育児休業終了予定日の1か月前又は介護休業終了予定日の2週間前までに正式に決定し通知する。

## 第27条（年次有給休暇）

年次有給休暇の権利発生のための出勤率の算定に当たっては、育児・介護休業をした日、子の看護等休暇を取得した日、介護休暇を取得した日、第19条第1項（3）の日及び第21条第1項（3）の日については、出勤したものとみなす。

## 第27条の2（育児目的休暇）

小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員（日雇職員を除く）は、当該子に係る育児（出産の準備を含む。）に関する目的のために、就業規則に規定する年次有給休暇とは別に、当該子が1人の場合は1年間につき5日、2人以上の場合は1年間につき10日を限度として、育児目的休暇を取得することができる。この場合の1年間とは、4月1日から翌年3月31日までの期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、以下の職員からの育児目的休暇の申出は拒むことができる。

（1）雇入れ1年未満の職員

（2）1週間の所定労働日数が2日以下の職員

3 取得しようとする者は、原則として、事前に育児目的休暇申出書（様式20）を法人に提出して申し出るものとする。ただし、緊急かつやむを得ない事情がある場合には、当日始業時刻までに電話連絡等により申し出るものとし、事後すみやかに育児目的休暇申出書を提出するものとする。

4 育児目的休暇を取得した日は、無給とする。

5 賞与、定期昇給がある場合において、その算定にあたっては、育児目的休暇を取得した日は通常の勤務をしたものとみなす。

## 第28条（育児休業取得者の業務を代替する職員の業務見直し）

法人は、育児休業を取得する職員が生じたことに伴い当該職員の業務を代替することとなった職員の業務の増加に伴う負担を軽減するため、育児休業を取得する職員の業務の整理・引き継ぎに係る支援を行うとともに、当該職員の業務を代替することとなった職員への引き継ぎの対象となる業務について、休廃止・縮小、効率化・省力化、実施体制の変更、外注等の見直しを検討し、検討結果を踏まえて必要な対応を行うこととする。

## 第29条（法令との関係）

育児・介護休業、子の看護等休暇、介護休暇、育児・介護のための所定外労働の制限、時間外労働及び深夜業の制限並びに育児・介護短時間勤務等に関して、この規則に定めないことについては、育児・介護休業法その他の法令の定めるところによる。

付 則

1. この規則は、平成28年11月 1日から施行する。
2. この規則は、平成30年 4月 1日から施行する。
3. この規則は、令和 4年11月 1日から施行する。
4. この規則は、令和 7年11月 1日から施行する。